

別表第一

医科診療報酬点数表

[目次]

- 第1章 基本診療料
  - 第1部 初・再診料
    - 第1節 初診料
    - 第2節 再診料
  - 第2部 入院料等
    - 第1節 入院基本料
    - 第2節 入院基本料等加算
    - 第3節 特定入院料
    - 第4節 短期滞在手術等基本料
- 第2章 特掲診療料
  - 第1部 医学管理等
  - 第2部 在宅医療
    - 第1節 在宅患者診療・指導料
    - 第2節 在宅療養指導管理料
      - 第1款 在宅療養指導管理料
      - 第2款 在宅療養指導管理材料加算
    - 第3節 薬剤料
    - 第4節 特定保険医療材料料
  - 第3部 検査
    - 第1節 検体検査料
      - 第1款 検体検査実施料
      - 第2款 検体検査判断料
    - 第2節 削除
    - 第3節 生体検査料
    - 第4節 診断<sup>せん</sup>穿刺・検体採取料
    - 第5節 薬剤料
    - 第6節 特定保険医療材料料
  - 第4部 画像診断
    - 第1節 エックス線診断料
    - 第2節 核医学診断料
    - 第3節 コンピューター断層撮影診断料
    - 第4節 薬剤料
    - 第5節 特定保険医療材料料
  - 第5部 投薬
    - 第1節 調剤料
    - 第2節 処方料
    - 第3節 薬剤料
    - 第4節 特定保険医療材料料
    - 第5節 処方箋料
    - 第6節 調剤技術基本料
  - 第6部 注射
    - 第1節 注射料
      - 第1款 注射実施料
      - 第2款 無菌製剤処理料
    - 第2節 薬剤料
    - 第3節 特定保険医療材料料

- 第7部 リハビリテーション
  - 第1節 リハビリテーション料
  - 第2節 薬剤料
- 第8部 精神科専門療法
  - 第1節 精神科専門療法料
  - 第2節 薬剤料
- 第9部 処置
  - 第1節 処置料
  - 第2節 処置医療機器等加算
  - 第3節 薬剤料
  - 第4節 特定保険医療材料料
- 第10部 手術
  - 第1節 手術料
    - 第1款 皮膚・皮下組織
    - 第2款 筋骨格系・四肢・体幹
    - 第3款 神経系・頭蓋
    - 第4款 眼
    - 第5款 耳鼻咽喉
    - 第6款 顔面・口腔・頸部
    - 第7款 胸部
    - 第8款 心・脈管
    - 第9款 腹部
    - 第10款 尿路系・副腎
    - 第11款 性器
    - 第12款 削除
    - 第13款 臓器提供管理料
  - 第2節 輸血料
  - 第3節 手術医療機器等加算
  - 第4節 薬剤料
  - 第5節 特定保険医療材料料
- 第11部 麻酔
  - 第1節 麻酔料
  - 第2節 神経ブロック料
  - 第3節 薬剤料
  - 第4節 特定保険医療材料料
- 第12部 放射線治療
  - 第1節 放射線治療管理・実施料
  - 第2節 特定保険医療材料料
- 第13部 病理診断
  - 第1節 病理標本作製料
  - 第2節 病理診断・判断料
- 第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料
  - 第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項
  - 第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項
- 第4章 経過措置